

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R6 当初③（被災地域鉄道路線代替輸送事業））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（国総地第74号） （エリア一括協定運行事業に関する検討）</p>	<p>附 則（国総地第74号） （エリア一括協定運行事業に関する検討）</p>
<p>第3条 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p>
<p>附 則（<u>「国総地第118号」</u>、<u>「国総地第118号」</u>）</p>	<p>附 則（<u>「国総地第118号」</u>）</p>
<p>第1条 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p>
<p>（被災地域鉄道路線代替輸送事業） 第2条 大臣は、令和5年度予備費及び令和6年度予算に限り、第98条第3項に規定する鉄軌道事業者が、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第九号に規定する災害をいう。以下「非常災害」という。）の影響により鉄軌道の運行が妨げられ、長期（おおむね1月以上）の運行休止が生じた鉄軌道路線に代わり、通学又は通勤等の移動手段を確保するため、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者に代替輸送を委託する事業（以下「被災地域鉄道路線代替輸送事業」という。）を行う場合においては、この条から附則第12条までに定める</p>	<p>（被災地域鉄道路線代替輸送事業） 第2条 大臣は、令和5年度予備費に限り、第98条第3項に規定する鉄軌道事業者が、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第九号に規定する災害をいう。以下「非常災害」という。）の影響により鉄軌道の運行が妨げられ、長期（おおむね1月以上）の運行休止が生じた鉄軌道路線に代わり、通学又は通勤等の移動手段を確保するため、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者に代替輸送を委託する事業（以下「被災地域鉄道路線代替輸送事業」という。）を行う場合においては、この条から附則第12条までに定めるところにより、予算の</p>

ところにより、予算の範囲内において被災地域鉄道路線代替輸送事業を行う者（以下この条から附則第12条までにおいて「補助対象事業者」という。）に補助金を交付することができるものとする。

（補助対象期間）

第3条 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象期間は、国庫補助金を受けようとする会計年度とする。なお、令和6年度予算分の補助対象期間は令和6年4月1日から令和6年4月5日とする。

第4条～第5条 （略）

（補助金交付申請）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第7-1による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに（令和6年度予算分については令和6年9月30日までに）大臣に提出しなければならない。

2 （略）

第7条 （略）

（補助対象事業実績報告）

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第7-4による補助対象事業実績報告書を、補助対象事業が完了した翌年度の4月10日までに（令和6年度予算分については令和6年9月30日までに）大臣に提出しなければならない。

範囲内において被災地域鉄道路線代替輸送事業を行う者（以下この条から附則第12条までにおいて「補助対象事業者」という。）に補助金を交付することができるものとする。

（補助対象期間）

第3条 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象期間は、国庫補助金を受けようとする会計年度とする

第4条～第5条 （略）

（補助金交付申請）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第7-1による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに大臣に提出しなければならない。

2 （略）

第7条 （略）

（補助対象事業実績報告）

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第7-4による補助対象事業実績報告書を、補助対象事業が完了した翌年度の4月10日までに大臣に提出しなければならない。

第9条～第11条 (略)

(経過措置)

第12条 令和5年度当初予算及び令和6年度予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。

2 (略)

附則別表1 (令和6年2月21日改正附則第4条関連)

(略)

第9条～第11条 (略)

(経過措置)

第12条 令和5年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。

2 (略)

附則別表1 (令和6年2月21日改正附則第4条関連)

(略)